

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		株式会社脱炭素化支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税:義(地方税3)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【 単独 ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 株式会社脱炭素化支援機構(以下「機構」という。)について、令和5年4月1日から令和33年3月31日(温対法第36条の27第2項により定められた、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限)までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす特例措置の新設を要望するもの。
			《関係条項》 —
5	担当部局		環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和5年度～令和32年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うよう努めなければならないとされている期間(令和5年4月1日から令和33年3月31日までの間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構を活用し、前例に乏しく出融資の評価が難しい、認知度が低く関係者の理解が得られにくいといった脱炭素事業への民間資金を呼び込むことにより、地域資源を活用した脱炭素事業の普及拡大に貢献するとともに、収益性のみならず、環境配慮・地域共生も確保しながら出融資を行うことで、地域と共生する形で、2030年度目標(温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等)及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に貢献する。 「経済財政運営と改革の基本方針2022」においては「資金供給(脚注:地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や、地球温暖化対策推進法の改正により設置される脱炭素化支援機構の取組を含む)等を通じ、地域の脱炭素トランジションに向けた投資を含め、地域脱炭素の加速化を図る」と、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)」においては「財政支援等による地域の脱炭素

		<p>トランジションへの投資を含む地域脱炭素加速化」と、「フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）」においては「2023年度に、国地方連携の下、地域共生再エネ等を通じた地域での脱炭素化の取組を拡大・加速化するため、交付金の交付や脱炭素化支援機構による出資等を行う。」とされており、今後の金融機関の投融資の模範となるような案件を形成し、支援実績を確実に拡大していくことが必要である。特に、現在、地域の事業者や金融機関の知見・ノウハウが蓄積されておらず、また、環境配慮・地域共生の確保に係る手法が確立されていないため、とりわけ機構の設立初期段階から、積極的なリスクマネー供給や民間への情報提供を通じた模範的役割の発揮が求められる。このため、機構は、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するためにリスクマネーの供給を行うため、十分な財務基盤を有していることが求められることから、必然的に多額の資本金等が必要となる。しかし、資本割による多額の税負担が生じることで、業務遂行のための十分な財産基盤が損なわれ、当該役割を適切に果たせなくなるおそれがあることから、これを回避する措置が必要である。</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・クリーンエネルギー戦略中間整理(令和4年5月19日産業技術環境局・資源エネルギー庁) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定)
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1.地球温暖化対策の推進</p> <p>1-1.地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり</p> <p>9.地域脱炭素の推進</p> <p>9-1. 地域の脱炭素化の推進</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>収益性のみならず、環境配慮・地域共生も確保しながら出融資を行うことで、地域と共生する形で、脱炭素事業への民間資金を呼び込むことにより、地域資源を活用した脱炭素事業の普及拡大に貢献するとともに、10年間に少なくとも150兆円必要と言われている脱炭素投資の拡大に貢献することにより、2030年度目標(温室効果ガス排出量2013年度比46%削減等)及び2050年カーボンニュートラル実現という目標の達成に寄与する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>機構がその業務を遂行するに当たり、多額の資本割が課されれば、機構の財産基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構の業務の遂行上必要不可欠である。本措置を講ずることにより、上記目標の達成に寄与する。</p>

10	有効性等	① 適用数	1件(機構のみ)(令和5年度以降毎年)																																																										
		② 適用額	20億円(令和5年度以降毎年)																																																										
		③ 減収額	<p>約 437 億円(令和5年度～令和 32 年度の累計)</p> <p>(算出根拠)</p> <p>・機構における資本金等の額 令和4年度 :302 億円(政府出資 200 億、民間出資 102 億)の見込み。 令和5年度以降:事業終了5年前(令和 28 年度)まで毎年度 400 億円ずつ増資と仮定。 ※資本金等が 1,000 億円を超える場合の圧縮措置(地方税法 72 条の 21)</p> <p>1,000 億円以下の金額……………100% 1,000 億円を超えて 5,000 億円以下の金額…50% 5,000 億円を超えて1兆円以下の金額……………25% 1兆円超の資本金等……………1兆円とみなす(上限規程)</p> <p>・法人事業税(資本割)納付額=資本金等の額×税率(東京都)0.525%</p> <p>令和5年度～令和 32 年度における各年度の法人事業税(資本割)減収額(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> <th>令和 7 年度</th> <th>令和 8 年度</th> <th>令和 9 年度</th> <th>令和 10 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>358</td> <td>541</td> <td>646</td> <td>751</td> <td>856</td> <td>961</td> </tr> <tr> <th>令和 11 年度</th> <th>令和 12 年度</th> <th>令和 13 年度</th> <th>令和 14 年度</th> <th>令和 15 年度</th> <th>令和 16 年度</th> </tr> <tr> <td>1,066</td> <td>1,171</td> <td>1,276</td> <td>1,381</td> <td>1,486</td> <td>1,578</td> </tr> <tr> <th>令和 17 年度</th> <th>令和 18 年度</th> <th>令和 19 年度</th> <th>令和 20 年度</th> <th>令和 21 年度</th> <th>令和 22 年度</th> </tr> <tr> <td>1,630</td> <td>1,683</td> <td>1,735</td> <td>1,788</td> <td>1,840</td> <td>1,893</td> </tr> <tr> <th>令和 23 年度</th> <th>令和 24 年度</th> <th>令和 25 年度</th> <th>令和 26 年度</th> <th>令和 27 年度</th> <th>令和 28 年度</th> </tr> <tr> <td>1,945</td> <td>1,998</td> <td>2,050</td> <td>2,103</td> <td>2,155</td> <td>2,155</td> </tr> <tr> <th>令和 29 年度</th> <th>令和 30 年度</th> <th>令和 31 年度</th> <th>令和 32 年度</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,155</td> <td>2,155</td> <td>2,155</td> <td>2,155</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	358	541	646	751	856	961	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	1,066	1,171	1,276	1,381	1,486	1,578	令和 17 年度	令和 18 年度	令和 19 年度	令和 20 年度	令和 21 年度	令和 22 年度	1,630	1,683	1,735	1,788	1,840	1,893	令和 23 年度	令和 24 年度	令和 25 年度	令和 26 年度	令和 27 年度	令和 28 年度	1,945	1,998	2,050	2,103	2,155	2,155	令和 29 年度	令和 30 年度	令和 31 年度	令和 32 年度			2,155	2,155	2,155	2,155
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度																																																								
358	541	646	751	856	961																																																								
令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度																																																								
1,066	1,171	1,276	1,381	1,486	1,578																																																								
令和 17 年度	令和 18 年度	令和 19 年度	令和 20 年度	令和 21 年度	令和 22 年度																																																								
1,630	1,683	1,735	1,788	1,840	1,893																																																								
令和 23 年度	令和 24 年度	令和 25 年度	令和 26 年度	令和 27 年度	令和 28 年度																																																								
1,945	1,998	2,050	2,103	2,155	2,155																																																								
令和 29 年度	令和 30 年度	令和 31 年度	令和 32 年度																																																										
2,155	2,155	2,155	2,155																																																										

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○達成目標の実現状況(R5～32の数値の推移)</p> <table border="1" data-bbox="598 302 1396 638"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度～ 令和12年度</th> <th>令和13年度～ 令和32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業規模(億円)</td> <td>1000</td> <td>150兆円の投資拡大への貢献</td> <td>150兆円を上回る投資拡大への貢献</td> </tr> <tr> <td>温室効果ガス排出累積削減量・吸収量(t-CO2)</td> <td>-</td> <td>2013年度比46%削減等への貢献</td> <td>カーボンニュートラル実現への貢献</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 令和4年度の事業規模については、機構の財政投融资計画における産業投資額200億円に、呼び水効果(5倍と仮定)を掛け合わせた値 2 令和5年度から令和12年度の事業規模については、少なくとも150兆円必要とも言われる脱炭素投資拡大への貢献 3 温室効果ガス排出累積削減量・吸収量の目標値・想定値については、機構設立後に設定予定。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和32年度までの累計437億円の税収減により機構は同金額を出融資の支援に活用でき、機構の民間補完の出融資が民間の出融資の呼び水となり、地域における脱炭素事業への出融資機会が創出されることから、機構の民間資金の呼び水効果を5倍(=機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額)と仮定すると、令和32年度までに全体として2185億円の地域における民間の出融資機会が創出され、地域脱炭素の案件形成が見込まれる。</p>		令和4年度	令和5年度～ 令和12年度	令和13年度～ 令和32年度	事業規模(億円)	1000	150兆円の投資拡大への貢献	150兆円を上回る投資拡大への貢献	温室効果ガス排出累積削減量・吸収量(t-CO2)	-	2013年度比46%削減等への貢献	カーボンニュートラル実現への貢献
	令和4年度	令和5年度～ 令和12年度	令和13年度～ 令和32年度												
事業規模(億円)	1000	150兆円の投資拡大への貢献	150兆円を上回る投資拡大への貢献												
温室効果ガス排出累積削減量・吸収量(t-CO2)	-	2013年度比46%削減等への貢献	カーボンニュートラル実現への貢献												
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本措置を講じることにより、令和32年度までに全体として2185億円の地域における民間の出融資機会が創出され、地域脱炭素の案件形成が見込まれるため、令和32年度までの累計437億円の税収減を上回る効果が期待され、地域における脱炭素事業の創出に資する。また機構には50行近い地方銀行が引受人として出資しており、地域に対する機構の活躍が期待されている。機構がリスクマネーを供給し脱炭素投資の呼び水となることにより、地方銀行が地域の脱炭素事業に対するプロジェクトファイナンスを行えるようになり、地域脱炭素の加速化を図るとともに、新たな地域脱炭素ビジネスの実現によって、地域における雇用創出及び新たなサービスの提供が可能となるなど、地方創生と脱炭素の好循環を生み出すことができる。</p>												
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当するよりも執行コストが小さく妥当である。</p> <p>なお、(株)地域経済活性化支援機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構及び(株)民間資金等活用事業推進機構でも同様の措置が講じられている。</p>												

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同一の目的であるほかの措置はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置を講じることにより、地域資源を活用した再エネ設備の導入等、地方創生に寄与する脱炭素事業の新たなビジネス機会の拡大や地域経済好循環に資するとともに、今や 758 自治体(令和4年7月 29 日時点)にも及ぶゼロカーボンシティ宣言自治体をはじめとした自治体による地域脱炭素の取組のために必要な財政基盤の強化に貢献する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

<記載要領>

I 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

租税特別措置等について、新設、拡充又は延長の要望を行う際の事前評価を行う場合は、本様式により事前評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

- 1 「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 2 ① 「政策評価の対象税目」には、以下の内容を記載する。
 - ・ 政策評価の対象とした税目ごとに、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号に定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別
 - ・ 当該租税特別措置等の要望について、財務省主税局に提出する税制改正要望事項一覧及び総務省自治税務局に提出する地方税制改正要望事項総括表の要望番号
なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。
- 2 ② 「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。
- 3 「要望区分等の別」には、租税特別措置等の新設、拡充及び延長の別並びに単独、主管及び共管の別を記載する。
- 4 「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「現行制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の現行の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の○%の特別償却又は○%の税額控除など）を明らかにする。
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
 - ・ 「要望の内容」には、当該租税特別措置等に係る要望の内容を簡潔に記載する（例：適用期限を○年間延長し、令和○年○月○日までとする。）。
 - ・ 「関係条項」には、当該租税特別措置等に関する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、地方税法（昭和25年法律第226号）等の条項を記載する。
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
- 5 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：○○省○○局○○課）。
- 6 「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。
- 7 「創設年度及び改正経緯」には、拡充又は延長を要望する当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
- 8 「適用又は延長期間」には、当該租税特別措置等の適用期間又は延長期間を記載する。
- 9 ① 「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
 - ・ 「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 9② 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。
- 当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。
- 9③ 「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。
- ・ 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。なお、これらは、要望する当該租税特別措置等の適用期間の最終年度までに達成すべきものを記載する（恒久措置を要望する場合には事後評価の実施が見込まれる3年から5年後に達成すべきものを記載する。）。
 - ・ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、前記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。
- 10① 「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。
- 算定根拠については、政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「情報公表ガイドライン」という。）にのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。
- また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用数が僅少となっていないことを具体的に明らかにする。
- 10② 「適用額」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の適用額（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。
- 算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。
- また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用額が特定の者に偏っていないことを具体的に明らかにする。
- 10③ 「減収額」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

10④ 「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。
 - * 前記9①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、政策評価の対象とした租税特別措置等によってどのように達成されるか（されたか）について、可能な限り定量的に記載する。
 - * 前記9③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記9③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。
 - * 拡充又は延長を要望しようとする場合、所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標（基本的には前記9③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」が該当））の達成状況を可能な限り定量的に記載する。
また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。
- ・ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。
その際、租税特別措置等の新設を要望しようとする場合の効果は推計によることとなり、拡充又は延長を要望しようとする場合には、推計に加え、過去の実績を把握することとなる。

租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても具体的に記載する。

10⑤ 「税収減を是認する理由等」には、上記10①から10④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、政策評価の対象とした租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。

その際、上記10④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況についても記載するよう努める。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。

11① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採用することが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

11② 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。

11③ 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。

12 「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。

13 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、前回の事前評価又は事後評価を実施した時期を記載する。

また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。

なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。

9	有効性等	①	適用数	
		②	適用額	
		③	減収額	
		④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
		⑤	税収減を是認する理由等	
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③	地方公共団体が協力する相当性	
11	有識者の見解			
12	評価結果の反映の方向性			
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			

<記載要領>

Ⅱ 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

租税特別措置等に係る政策について、事後評価を行う場合は、本様式により事後評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

- 1 「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 2 ① 「政策評価の対象税目」には、政策評価の対象とした税目ごとに、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）I 5カに定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別を記載する。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。
- 2 ② 「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。
- 3 「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の○%の特別償却又は○%の税額控除など）を明らかにする。
 - ・ 「関係条項」には、当該租税特別措置等に関する租税特別措置法、地方税法等の条項を記載する。
- 4 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：○○省○○局○○課）。
- 5 「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。
- 6 「創設年度及び改正経緯」には、当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。
- 7 「適用期間」には、当該租税特別措置等の適用期間を記載する。
- 8 ① 「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
 - ・ 「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 8 ② 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記8 ①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。

当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。

- 8③ 「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。
- ・ 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。
 - ・ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、前記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。
- 9① 「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。
- 算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。
- また、適用数が僅少となっていないことを具体的に明らかにする。
- 9② 「適用額」には、当該租税特別措置等の適用額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。
- 算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。
- また、適用額が特定の者に偏っていないことを具体的に明らかにする。
- 9③ 「減収額」には、当該租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。
- なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。
- 算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。
- 9④ 「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。
- ・ 「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。
 - * 前記8①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、当該租税特別措置等によってどのように達成されたかについて、可能な限り定量的に記載する。
 - * 前記8③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記8③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。
 - * 所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標（基本的には前記8③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」が該当））が既に達成されていないかを記載する。
- また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。

- ・ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。
- 9⑤ 「税収減を是認する理由等」には、上記9①から9④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、当該租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。
- その際、上記9④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況についても記載するよう努める。
- また、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。
- 10① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採用することが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。
- 10② 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。
- 10③ 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。
- 11 「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。
- 12 「評価結果の反映の方向性」には、事後評価の結果を、評価の対象とした当該租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを具体的に記載する。
- 13 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、当該租税特別措置等に係る政策について実施した前回の事前評価又は事後評価の時期を記載する。
- また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。